



平成27年 群馬県手話言語条例が 4月1日 制定されました

本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話に関する施策の推進を図ることなどを目的としています。ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ります。

県ではこれまでの意思疎通支援の取り組みに加え、本条例の理念を踏まえた施策の充実に努めていきます。

条例概要

1 前文

①手話の概念、②手話が不当に扱われた歴史、③群馬を発祥とする手話普及の取組、④近年の権利条約法律改正等の動き、⑤手話の言語としての認識の確立や普及、障害者福祉への寄与などを宣言的に記載

2 各条文の規定内容

	規定内容
第1条 目的	①手話に関する基本理念、②県・市町村・県民・事業者の責務及び役割等、③手話施策の推進等。
第2条 手話の意義	手話を言語とし、言語活動の文化的所産であると理解。
第3条 基本理念	①ろう者とろう者以外の者の共生、②手話の意思疎通上の権利の尊重、③手話の普及。
第4条 県の責務	県による、①社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮、②手話普及等の環境整備、③県民理解推進。
第5条 市町村との連携及び協力	県による、条例の県民理解促進、手話の普及等の環境整備にあたっての市町村との連携、協力。
第6条 県民の役割	①基本理念の理解、②ろう者・手話に関わる者の県施策協力・手話普及。
第7条 事業者の役割	①サービス提供、②労働環境整備。
第8条 計画の策定及び推進	県による、①障害者計画への手話が使いやすい環境整備のための必要な施策の規定、②その総合的かつ計画的推進。
第9条 手話を学ぶ機会の確保等	県による、①県民対象の機会確保、②県職員対象の取組推進。
第10条 手話を用いた情報発信等	県による、①県政に関する情報発信、②手話通訳派遣等の拠点支援。
第11条 手話通訳者等の派遣体制の整備	県による、①手話通訳者等の養成・研修、②手話通訳派遣等の意思疎通支援体制の整備・拡充。
第12条 学校における手話の普及	①学校設置者による乳幼児期からの手話教育環境整備、教職員の手話技術向上に必要な措置、②学校設置者による保護者を含めた相談・支援、③学校設置者による教員確保・研修。
第13条 事業者への支援	県による、事業者が行う①サービス提供、②労働環境整備、への支援。
第14条 ろう者等による普及等	①ろう者、②ろう者団体による普及啓発活動の実施。
第15条 手話に関する調査研究	県による、ろう者・手話に関わる者の①調査研究の推進、②成果の普及、への協力。
第16条 財政上の措置	県による、財政上の措置。

※条例の全文は、群馬県ホームページに掲載しています。
<http://www.pref.gunma.jp/02/d4200266.html>

群馬県 健康福祉部 障害政策課 地域生活支援係
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
TEL 027-226-2638 FAX 027-224-4776



「手話」を表現している
ぐんまちゃん